障がい者が利用する軽自動車税などの減免制度

一人につき対象となる車両1台の軽自動車税（種別割）または自動車税（種別割）を減免します。詳しくは、市ウェブサイトを確認してください。

■軽自動車税（種別割）の減免

申込期間　5月9日㈮～6月2日㈪

申込先　税務課（市役所本庁舎2階南側、989-6188 古川七日町1-1）、各総合支所市民福祉課

申請方法　申込先窓口に備え付け、または市ウェブサイトからダウンロードした申請書、車検証（電子車検証の場合は自動車検査証記録事項）、手帳（身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳のいずれか）、運転者の運転免許証、納税義務者の個人番号が分かるもの、申請者の本人確認書類（運転免許証など）を持参、または郵送して申し込み

※前年度に減免を受けた人には、申請書を郵送しています。

■自動車税（種別割）の減免

北部県税事務所（☎91-0705）へ問い合わせください。

問 **税務課市民税担当**
☎23-2148

空き家を活用して若者世帯の移住を支援します

空き家を賃貸可能物件として空き家バンクへ登録した所有者に、助成金を交付します。また、登録した空き家を賃貸する場合は、入居者または所有者に家賃を助成し、賃貸のために改修する場合は、所有者に改修費を助成します。

詳しくは、問い合わせください。

問 **建築住宅課住宅担当**
☎23-2108

若者世帯の移住のための住宅購入やリフォームを支援します

事前に手続きの進め方や補助の内容、要件について、問い合わせください。

※予算に達し次第、終了します。

■住宅新築・購入

補助額　上限額190万円

■購入する住宅のリフォーム

補助額　上限額90万円

※工事着手後は申請できません。

■移住する若者世帯を迎え入れ、三世代（親・子・孫）が居住するための住宅のリフォーム

補助額　上限額125万円

※工事着手後は申請できません。

問 **建築住宅課住宅担当**
☎23-2108

物価高騰支援給付金を支給します

物価高騰対策として、令和6年度の住民税が均等割のみ課税されている世帯に、10,000円を支給します。

詳しくは、市ウェブサイトを確認してください。

❶これまでに市からの給付金を受給した世帯主の口座がある世帯

6月13日㈮に振り込み予定です。

※5月上旬に受取口座などを記載した通知を送付します。

❷「❶」以外の世帯

世帯主に確認書を送付します。必要事項を記入し、必要書類を返信用封筒に同封して郵送、または大崎市物価高騰支援給付金コールセンターもしくは各総合支所市民福祉課に持参してください。

提出期限　7月31日㈭必着

問 **大崎市物価高騰支援給付金コールセンター**
☎0120-092-010

商店街の活性化推進事業を支援します

対象　市内の商店街などでイベントを開催する、まちづくり活動に関連する団体

対象経費　賃金、報償費、需用費、役務費、委託料、使用料および賃借料、工事請負費など

補助額　補助対象経費の2分の1以内（上限額20万円）

※交付決定前の支払い経費は、補助金の対象外です。

事業対象期間　令和8年3月31日㈫まで

※予算に達し次第、終了します。

申込　事業に着工するおおむね1カ月前まで、市ウェブサイトからダウンロードした申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて産業商工課（市役所本庁舎3階北側、989-6188 古川七日町1-1）に持参、または郵送で申し込み

問 **産業商工課商業振興担当**
☎23-7091

大規模小売店舗立地法に基づく縦覧を行います

各店舗の変更届提出に伴う縦覧を行います。

対象店舗　アクロスプラザ古川南（古川穂波7-2-15）、イオンタウン鹿島台（鹿島台木間塚小谷地259-1）

期間　6月16日㈪までの8時30分～17時15分（土・日曜日、祝日を除く）

場所　産業商工課（市役所本庁舎3階北側）

届出内容　大規模小売店舗において小売業を行う人の氏名（名称）、住所、法人の場合は代表者の氏名

問 **産業商工課商業振興担当**
☎23-7091

コンビニ交付サービスを停止します

システムのメンテナンス作業のため、コンビニでの証明書取得や利用者登録ができません。

日時　5月21日㈬　終日

問 **市民課証明担当**　☎23-6079

戸籍の氏名に振り仮名が記載されます

戸籍法の改正により5月26日㈪から戸籍の氏名に振り仮名が記載されます。

市では、記載される予定の振り仮名を7月下旬からはがきで通知しますので、確認してください。

詳しくは、市ウェブサイトを確認してください。

問 **市民課住民異動担当**
☎23-2109

鉛製給水管の取り替え工事費を補助します

市は、鉛製給水管をポリエチレン製などの給水管へ取り替える工事に対し、補助金を交付します。

詳しくは、市ウェブサイトを確認してください。

対象　個人宅で、配水管から水道メーターを過ぎた、自宅側1メートルまでの範囲（鋼管は対象外）

申込　経営管理課で配布、または市ウェブサイトからダウンロードした申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて提出

問 **経営管理課給排水担当**
☎24-1112

後発医薬品（ジェネリック医薬品）を活用しましょう

ジェネリック医薬品は、先に開発された医薬品とほぼ同じ効果がある低価格の薬です。

市では、国民健康保険に加入する35歳以上の人を対象に、年3回「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を送付しています。普段服用している薬をジェネリック医薬品に切り替えることで、抑えられる医療費を記載しています。

気軽に主治医に相談してください。

問 **保険年金課医療保険担当**　☎23-6051

国民年金の届け出が必要です

国民年金は、20歳以上60歳未満の全ての人が加入し、保険料を納めなければなりません。

届け出をしなかった場合は、年金額が少なくなったり、受け取れないことがあります。

届け出が必要な場合

❶退職したとき（厚生年金加入者でなくなったとき）

❷会社員や公務員などの配偶者の扶養から外れたとき（配偶者の退職と配偶者の65歳到達時を含む）

届出先　保険年金課（市役所本庁舎1階）、各総合支所市民福祉課または古川年金事務所

持ち物　個人番号が分かるもの、資格喪失証明書、本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証など顔写真付きのもの）

問 **古川年金事務所**　☎23-1200
保険年金課年金担当　☎23-6051
各総合支所市民福祉課

産前産後期間の国民年金保険料が免除されます

国民年金第1号被保険者が出産した際、産前産後の保険料が一定期間免除され、納付したものとして将来の年金額に反映されます。

出産予定日の6カ月前から届け出が可能です。

※出産とは、妊娠85日（4カ月）以上の出産をいい、死産や流産、早産を含みます。

※厚生年金に加入している配偶者の扶養になっている人は、対象外です。

対象　国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の人

届出先　保険年金課（市役所本庁舎1階）、各総合支所市民福祉課または古川年金事務所

持ち物　母子健康手帳、本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証など顔写真付きのもの）

問 **古川年金事務所**　☎23-1200
保険年金課年金担当　☎23-6051
各総合支所市民福祉課

軽自動車税の口座振替納付済通知書を発送します

6月2日㈪に軽自動車税を口座振替で納付した人へ、6月13日㈮に「口座振替納付済通知書（兼車検用納税証明書）」を発送します。

口座振替で納付した人で、通知が到着するまでの間に、車検用納税証明が必要な人は、市民課または各総合支所市民福祉課で交付を受けてください。

持ち物　車検証（写し可）、納付済みであることを確認できる書類や記帳後の通帳

問 **納税課収納担当**
☎23-5148